

北海道環境審議会条例施行規則

平成6年7月29日
北海道規則第77号

改正 平成12年3月29日規則第98号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道環境審議会条例(平成6年北海道条例第34号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、北海道環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第7条第1項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、会長が指名する委員(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、会長が指名する委員及び特別委員)及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。

(部会の会議)

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、所属する委員(水質汚濁防止法第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、特別委員を含む。次項において同じ。)及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会への報告)

第4条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

2 北海道公害防止条例施行規則(昭和47年北海道規則第72号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

附 則 (平成12年3月29日規則第98号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。